

# 幼保特例対象施設の追加について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法の施行に伴い、告示の対象施設として以下の2つを加えることとする。

- ① 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業  
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及びB型に限る。)
- ② 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)

## 【現行】

## 【改正】

告示において規定

